

内閣官房 Cabinet Secretariat

[サイトマップ](#)[トップページ](#)[内閣官房の概要](#)[所管法令](#)[記者会見](#)[報道発表](#)[資料集](#)[政策課題](#)[国会提出法案](#)[パブリックコメント等](#)[情報公開](#)[調達情報](#)[リンク](#)[トップページ](#) > [政策課題](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#)

カウンターインテリジェンス推進会議

カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣にカウンターインテリジェンス推進会議が設置されています。

[根拠・構成員\[PDF\]](#)

[決定等](#)

平成19年8月 [カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針\(概要\)](#)
[PDF]

平成20年3月4日 [カウンターインテリジェンス・センターの設置に関する規則\[PDF\]](#)

【連絡先】 内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8698 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111

カウンターインテリジェンス推進会議の設置について

(答申)

〔平成18年12月25日
内閣総理大臣決定〕

改正 平成19年1月9日

改正 平成20年3月4日

- 1 カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣にカウンターインテリジェンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、または関係者の出席を求めることができる。
- 3 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 幹事会は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるとときは、ワーキンググループを置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で幹事会の指名する官職にある者とする。
- 5 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣情報調査室において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別紙

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
構成員	内閣情報官
	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
	内閣法制局総務主幹
	内閣府大臣官房長
	官内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
公安調査庁次長	
外務省国際情報統括官	
財務省大臣官房参事官	
文部科学省大臣官房長	
厚生労働省大臣官房長	
農林水産省大臣官房長	
経済産業省大臣官房長	
国土交通省大臣官房長	
環境省大臣官房長	
防衛省防衛政策局長	
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官